

H 2 8 . 3 . 2 4

原 議 長 期 保 存

群本例規第17号(備一)

平成27年3月25日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

群馬県警察の特定秘密の保護に関する訓令の制定について(例規通達)

この度、群馬県警察の特定秘密の保護に関する訓令(平成27年群馬県警察本部訓令甲第6号。以下「訓令」という。)を制定したところであるが、その運用及び解釈は次のとおりであるから誤りのないようにされたい。

記

1 保全責任者等(第3条関係)

- (1) 特定秘密管理者(公安委員会が指名する者に限る。)は、保全責任者については、警務部総務課公安委員会室長を、臨時代行職員については、警務部総務課次席を指名するものとする。
- (2) 特定秘密管理者(警備部長に限る。)は、保全責任者については、警備部警備第一課長、警備部警備第二課長及び警備部外事課長を、臨時代行職員については、警備部警備第一課次席、警備部警備第二課次席及び警備部外事課次席を指名するものとする。
- (3) 特定秘密管理者は、保全責任者補助者については、特定秘密の保全に関する業務を行う警部以上の階級にある警察官(同相当職の一般職員を含む。)を指名することができる。

2 職員の範囲(第4条関係)

特定秘密管理者は、指定された特定秘密ごとに当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を記載した書面を作成し、指定書と共に保管するものとする。

3 特定秘密文書等の保管容器等（第15条関係）

第4項の「特定秘密管理者の定めるところ」については、「規定によることができない場合」の実情に応じ、個別に特定秘密管理者が定めることとする。

4 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機（第17条関係）

(1) 第1項の「特定秘密管理者が認めたもの」は、群馬県警察ワイドエリアネットワーク（以下「GP-WANシステム」という。）とする。

(2) 共有フォルダに保存された特定秘密を含むファイルの暗号化措置の解除は、あらかじめ当該ファイルをGP-WANシステムの端末装置のローカルフォルダに移動させた後に行うものとする。

5 交付及び伝達の承認（第21条関係）

当該特定秘密の取扱いの業務を行うこととされている同一の所属の職員の間における特定秘密の交付又は伝達は、あらかじめ特定秘密管理者が承認したものとみなす。

6 運搬の方法（第22条関係）

運搬することができない場合又は不適當である場合の運搬方法については、当該特定秘密文書等の実情に応じ、特定秘密管理者が個別に定めることとする。

7 文書及び図画の封かん等（第24条関係）

「特定秘密管理者が特定秘密の保護上支障がないと認めたとき」とは、警察本部内において、立入制限（立ち入ろうとする者に原則としてその人定事項、行き先等を記載した書面を提出させること又はICカード式符錠等の鍵により立入制限を行い、かつ、行き先の担当者の承諾を得なければ立ち入ることができない場合に限る。）を行っている庁舎内の取扱場所相互間を運搬する場合とする。

8 伝達の方法（第28条関係）

真にやむを得ない場合を除き、所定の暗号化措置を施した電話機で伝達する場合以外の場合においては、電話により特定秘密を伝達してはならないものとする。

9 特定秘密文書等保管管理簿（第29条関係）

特定秘密文書等保管管理簿の作成は、保管する特定秘密文書等が大量となる場合その他必要な場合に行うものとする。